

第三十一次回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和三十四年二月三日（火曜日）

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小泉 純也君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事加藤 鎌造君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

鹿野 彦吉君 木倉和一郎君

坂田 英一君 關谷 勝利君

中垣 國男君 野田 武夫君

山手 滿男君 渡邊 本治君

板川 正吾君 今村 等君

内海 清君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 鈴木 一君

中嶋 英夫君 永井勝次郎君

水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊思君

通商産業事務官 齋藤 正年君

通商産業事務官 小出 榮一君

通商産業事務官 福井 政男君

通商産業事務官 樋口 誠明君

通商産業事務官 小室 恒夫君

通商産業事務官 川瀬 健治君

通商産業事務官 田中 武夫君

通商産業事務官 中野 正一君

委員外の出席者

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

通商産業事務官 中野 正一君

専門員 越田 清七君

二月三日

理事中垣國男君同日理事辭任につき、その補欠として南好雄君が理事に當選した。

二月三十一日

プラント類輸出促進臨時措置法案（内閣提出第一〇一號）

二月三日

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五號）

特許法施行法案（内閣提出第一〇八號）（予）

特許法施行法案（内閣提出第一〇九號）（予）

實用新案法案（内閣提出第一一〇號）（予）

實用新案法施行法案（内閣提出第一一一號）（予）

意匠法施行法案（内閣提出第一一二號）（予）

意匠法施行法案（内閣提出第一一三號）（予）

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

輕機械の輸出の振興に関する法律案（内閣提出第二〇號）

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（田中武夫君外十三名提出、衆法第一〇號）

中小企業の産業分野の確保に関する法律案（水谷長三郎君外二十三名提出）

出、衆法第一四號）

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案（水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一五號）

百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一六號）

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二二號）

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇號）

航空機工業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出第八五號）

プラント類輸出促進臨時措置法案（内閣提出第一〇一號）

新潟地区地盤沈下に関する件

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

まず理事の互選についてお諮りいたします。理事中垣國男君が辭任をいたしましたのでこれを許可いたし、その補欠選任に關しましては委員長より指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

南好雄君を理事に指名いたします。

○長谷川委員長 去る一月二十六日に當委員会に付託されました内閣提出の特定物資輸入臨時措置法の一部を改正

する法律案、同じく商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、同じく中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、去る一月二十九日に付託されました内閣提出の航空機工業振興法の一部を改正する法律案、一月三十一日に付託されました内閣提出のプラント類輸出促進臨時措置法案、

以上五法案を一括議題とし、審議に入ります。

まず五法案について、中川通商産業政務次官より順次趣旨の説明を求めます。中川通商産業政務次官。

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第二百七十七號）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三年」を「六年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特定の物資の輸入の事情にかんがみ、特定物資輸入臨時措置法の有効期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

属団体ノ持分ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ但シ商工組合中央金庫ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

商工組合中央金庫ガ出資者ノ持分ヲ取得シタルトキハ速ニ其ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第二十三条中「第四十八條、第四十八條ノ二」を「第四十八條ノ二」に改める。

第二十八條第一項第六号中「公共団体」を「第二十九條第一項第四号ノ短期貸付ヲ受ケタル法人、公共団体」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 所屬団体若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ保護預リ若ハ其ノ委託売買ヲ為シ又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ其ノ保護預リヲ為スコト

第二十八條 第一項第八号中「所屬団体」の下に「又ハ其ノ構成員」を加え、「出資払込金」を「出資若ハ株式ノ払込金」に改め、同条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ第一項第八号ノ業務ニ関シテハ商法第七十五條第二項第十号並ニ第七十八條及第百八十九條(同法第二百八十八條ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ非訟事件手続法第八十七條第二項第十号及第百八十九條第六号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十九條の次に次の一條を加える。

第四号ノ業務ニ係ル債権ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テハ当該債権ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得

商工組合中央金庫ハ商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テハ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八條ノ五の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

理由

商工組合中央金庫法の施行後の経過にかんがみ、商工組合中央金庫に対する政府出資を増額するとともに、同金庫の業務の円滑化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「六十五億圓」の下に「政府の産業投資特別会計からの出資金十億圓」を加える。

第二十二條第二項中「附則第八條第二項」を「政府の産業投資特別会計からの出資金十億圓並びに附則第八條第二項」に改める。

第二十三條の見出し中「処理」の下に「並びに国庫納付金」を加え、同条第一項中「これを」を「その利益の百分の五十に相当する額を」に改め、「資本金の減額がなされているときは、」の下に「その利益を」を加え、「その残余の額を」その残余の百分の五十に相当する額」に改め、同条に次の三項を加える。

5 公庫は、毎事業年度の損益計算上の利益の額から第一項の規定により積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により資本金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日まで国庫に納付しなければならぬ。

6 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

7 第一項の利益の計算の方法並びに第五項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 第四條第一項の改正に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

3 中小企業信用保険公庫の昭和三十四年三月三十一日に終る事業年度の利益及び損失の処理に關しては、なお従前の例による。

理由

中小企業信用保険公庫の信用保証協会に対する貸付事業の拡充を図るため、同公庫に対する政府出資を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 航空機工業審議會(第三條・第十條)

第三章 航空機工業の助成(第十四條・第十二條)

第四章 日本航空機製造株式会社(第十三條・第三十七條)

附則

第一章 總則

第三條の前に次の章名を加える。

第二章 航空機工業審議會

第十一條の前に次の章名を加える。

第三章 航空機工業の助成

第十二條の次に次の一章を加える。

第四章 日本航空機製造株式会社

(第十三條・第三十七條)

附則

第一章 總則

第三條の前に次の章名を加える。

第二章 航空機工業審議會

第十一條の前に次の章名を加える。

第三章 航空機工業の助成

第十二條の次に次の一章を加える。

第十四章 日本航空機製造株式会社

(第十三條・第三十七條)

第四章 日本航空機製造株式会社

(会社の目的)

第十三條 日本航空機製造株式会社は、輸送用航空機の設計、試作、製造その他輸送用航空機の國産化を促進するため必要な事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

第十四條 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五條 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六條 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七條 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第十八條 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第十九條 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 輸送用航空機の設計、試作及び試験

二 輸送用航空機及びその機体構造部品の製造及び販売

三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するため必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第二十条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第二十一条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)

第二十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第二十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少ない額に二倍をこえてはならない。

(設計費用等の繰延)

第二十四条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した輸送用航空機の設計、試作及び試験の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。

この場合には、会社は、その成立後十二年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第二十五条 会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

(定款の変更等)

第二十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第二十七条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十条から第二十二号まで又は第二十六号(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、その認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(航空機製造事業法の適用)

第三十一条 会社は、航空機製造事業法の適用については、同法第二十条の二の許可を受けた者とみなす。この場合において、同法第二十条の七から第五条までの規定は、会社には、適用しない。

(罰則)

第三十二条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいせつを受容し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによ

つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合においては、收受したわいせつは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十三条 前条第一項のわいせつを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十四条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第二十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第二十二号の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第二十七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十八号第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十六条 第三十九条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第十五号の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

第二条 通商産業大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6 商法第六百七十七号、第六百八十一号及び第六百八十五号の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政府の出資)

第三条 政府は、会社が最初に行う

輸送用航空機の設計、試作及び試験が完了した年度の翌年度以降は、会社に対して新たな出資を行わないものとする。

(商号についての経過規定)

第四條 第十五條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

第五條 会社の成立の日を属する營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十条中「毎營業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三條の次に次の一条を加える。

(日本航空機製造株式会社の登記の免税)
第八十三條の二 日本航空機製造株式会社は、次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の設立
二 会社の資本増加(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

理由

輸送用航空機の国産化を促進するための措置として、日本航空機製造株式会社を設立し、輸送用航空機の設計、試作、製造等を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案
プラント類輸出促進臨時措置法
プラント類輸出促進臨時措置法

法

(目的)

第一條 この法律は、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立することによつて、プラント類の輸出の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「プラント」とは、鉱工業生産設備、電気若しくはガス供給設備、放送若しくは通信設備、水道施設、教育、研究若しくは医療施設、交通施設若しくはかんがい施設又は政令で定めるこれらに類する設備若しくは施設であつて、一の機能を営むために配置され又は組み合わされた機械、装置又は工作物の総称をいう。

2 この法律において「プラントの輸出」とは、プラントの重要部分を構成する機械又は装置の輸出をいう。

3 この法律において「コンサルティング」とは、外国におけるプラントの建設又は改造(以下単に「プラントの建設等」という。)に関

する計画又は設計をいう。

4 この法律において「プラント類の輸出」とは、プラントの輸出又は日本国内に住所若しくは居所を有する者が外国におけるその他の者を契約の相手方としてするコンサルティング若しくはプラントの建設等をいひ、これらに対する対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約又はこれに類する国際約束で政令で定めるものに基き日本国政府又は外国政府によりなされるものを除くものとする。

5 この法律において「プラント類輸出者」とは、プラント類の輸出契約(以下「プラント類輸出契約」という。)の当事者のうち日本国内に住所又は居所を有する者をいう。

6 この法律において「保証損失」とは、プラント類輸出者であつて、プラントの生産能力、性能その他の政令で定める事項について違約金の支払義務を伴う保証条項(以下単に「保証条項」という。)を含むプラント類輸出契約を締結しているものが、当該保証条項に基き、かつ、コンサルティングの欠陥に起因して、違約金を支払ひ又は当該違約金の支払に代えて機械若しくは装置の取替その他の必要な措置を講ずることにより受ける損失をいう。

(保証損失補償契約)

第三條 政府は、政令で定めるところにより、保証条項を含むプラント類輸出契約を締結しているプラント類輸出者を相手方として、そ

の者の保証損失を補償する契約を締結することができる。

2 政府は、次の各号に掲げる場合には、前項の契約(以下「補償契約」という。)を締結してはならない。

一 当該プラント類輸出契約に係る保証条項又はコンサルティングが適当なものであると認められない場合

二 当該プラント類輸出者が当該プラント類輸出契約を履行する能力を有すると認められない場合

三 当該プラント類輸出契約が輸出市場の開拓又は確保に寄与するものと認められない場合

(補償額)
第四條 補償契約の目的の価額(以下「補償額」という。)は、当該プラント類輸出契約に係る保証条項に定められた違約金の支払限度額に相当する金額又は当該プラント類輸出契約金額に百分の二十を乗じて得た金額のいずれか少ない金額とする。

(補償額の限度)
第五條 補償額の限度は、補償額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(補償契約の締結の限度)
第六條 政府は、一會計年度内に締結する補償契約に係る補償額の合計額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(補償料)
第七條 補償契約を締結したプラント類輸出者は、補償金額に保証損失の発生の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

(補償原因の発生及び補償金の額)
第八條 補償契約を締結したプラント類輸出者が当該補償契約に係る保証損失が発生したときは、当該補償契約について補償原因が発生したものとし、政府は、当該プラント類輸出者に対し、当該保証損失に相当する金額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額又は補償金額のいずれか少ない金額に相当する金額を補償する。

2 前項の場合において、プラント類輸出者が当該保証損失に關し第三者に対して債権を有しているときは、その者の保証損失の額は、当該保証損失の額から当該債権に相当する金額を差し引いて得た金額に相当する金額とする。

(政令への委任)
第九條 第七條の規定による補償料の納付の時期及び前条第一項の規定による補償金の支払の時期その他当該納付及び支払に關し必要な事項は、政令で定める。

(補償契約の有効期間)
第十條 補償契約の有効期間は、その締結の日から当該プラント類輸出契約に係る保証条項が効力を失う日まで又は当該プラント類輸出契約(コンサルティングのみの契約を除く。)に係るプラントの引渡後二年(コンサルティングのみの

契約にあつては、当該コンサルテイングの終了後四年）を経過する日までのいずれか短い期間とする。

(補償契約の解除等)

第十二条 補償契約に係るプラント類輸出契約が当該プラント類輸出者の責に帰することができない理由により解除された場合には、政府は、当該補償契約の解除の申込に応ずることができる。

第十三条 政府は、補償契約を締結したプラント類輸出者がこの法律（これに基く命令を含む）の規定又は補償契約の条項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支払わず、その全部若しくは一部を返還させ、又は補償契約を解除することができる。

(補償契約の解除の効力)

第十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百二十条（貸借の解除の効力）の規定は、第十一条及び前条に規定する補償契約の解除について準用する。

(業務の管掌)

第十五条 この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

2 通商産業大臣は、外国為替及び

外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）又はこれに基く命令の規定により大蔵大臣の承認（許可を含む）を要するプラント類輸出契約についての補償契約の締結その他政令で定める事項については、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。（不服の申立）

第十五条 第八條の規定による補償金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服がある者は、通商産業大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、不服の申立を受けたときは、通商産業省令で定める手続に従ひ、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から六月以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならない。

(業務の委託)

第十六条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に関する業務その他この法律の規定に基く業務の一部を、民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて、当該業務を委託するに必要かつ適切な組織と能力とを有するものに限り委託することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により業務を委託した場合に、当該委託をした者（以下「指定機関」という）の名称、住所及び当該業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(指定機関の役員等の秘密保持義務)

第十七条 前条第一項の規定により委託された業務に従事する指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(指定機関の役員等の地位)

第十八条 第十六条第一項の規定により委託された業務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、第十六条第一項の規定により委託した業務に関し、監督上必要な命令をし、若しくは報告をさせ、又はその職員に指定機関の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十條 第十七條の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十一條 第十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十九條第一項の監督上必要な命令に違反した場合に、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三条第一項の規定により補償契約を締結することができるプラント類輸出契約は、この法律の施行後において締結されたプラント類輸出契約とする。

3 この法律は、昭和三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償を行うこと。

第十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償に関すること。

理 由

輸出貿易の現状に鑑み、プラント類の輸出の促進を図るため、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川（後）政府委員 特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

わが国の国際収支は、その改善への努力が結果として、最近かなりな程度に改善を見ましたが、わが国の経済構造から見れば、なお当分の間は外貨資金割当制度を存続する必要がある実情でございます。

この場合、不要不急物資につきましても、引き続き輸入数量が制限されること等により、わが国における需給の不均衡が生じ、これら物資を輸入すれば、通常の利益以上の利益が反射的に生じてくるものと思われるのであります。

すなわち、現在特定物資に指定されておりますバナナ、パイナップル、カン詰、腕時計、スジコ、コンニャクイモにつきましては、なお、当分の間、輸入によつて通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると予想されますので、引き続き特定物資輸入臨時措置法に基いて輸入することが適当であると考えられるのであります。

また、これらの物資以外の物資につきましても、必要な際には、そのつど、政令により特定物資に指定し、よつて法の弾力的運用をはかりたい所存であります。しかしながら、特定物資輸入臨時措置法は、三年間の限時法でありまして、昭和三十四年六月四日限りで失効することになっております。

従いまして、政府としてはこの際、特定物資輸入臨時措置法の有効期間を六年に改めて昭和三十四年度以降も存続させることとしたたく、ここに本法案を提案いたした次第であります。以上が本法案の提案理由及びその概

要でありますが、何とぞ慎重御議の上、可決せられるようお願い申し上げます。次第であります。

ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業者を主とする団体の系統金融機関であります。最近の情勢にかんがみ、同金庫が中小企業の振興のために果たす役割はいよいよ重要となつてきておりますので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正して、その機能の強化、拡充と業務の円滑化をはかり、もつて中小企業の組織化をさらに推進して、その一その振興に資することといたしたいと考える次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、政府の商工組合中央金庫に対する出資金を増加することであり、すなわち、商工組合中央金庫に対する政府出資は現在約二十六億円となつておりますが、これを今回さらに十二億円増額することであり、御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は最近の数次にわたる引き下げ措置にもかかわらずなお割高な現状にありますので、これを極力引き下げることに、中小企業者の金利負担の軽減に資することが当面の重要な課題であると考えられる次第であります。

このためには、もとより金庫自身の経営の合理化に期待するところ大なるものがあるわけですが、政府といたしまして、その最も有効な手段として、昭和三十三年年度において政府出資の増額を行い、もつてその金利引き下

げに資することとした次第であります。

第二は、預金の受入先を追加することであり、現在、商工組合中央金庫が預金を受け入れることのできる範囲は、中小企業者を構成員とする団体及びその構成員、公共団体その他営利を目的としない法人並びに主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関に限定されておりますが、同金庫の貸出業務及び債券発行業務の円滑な運用を期するため、今回新たに次のような預金受入先の追加を行うとするものであります。

すなわち、その一は、中小企業者を主たる構成員とする団体またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人であつて金庫が主務大臣の認可を受けて余裕金の短期貸付を行つたものからの預金の受け入れができるようにすることであり、これは、余裕金の貸付業務に付随して必要とされる預金業務をもあわせ行うことによつて貸付先の利便をはかるための措置であります。

その二は、商工組合中央金庫の貸付業務にかかる債権を保全する必要がある場合は、当該債権にかかる債務者のうち命令をもつて定めるものからの預金の受け入れができるようにすることであり、

その三は、商工債券の発行を円滑にするため必要がある場合は、その応募者または買い入れをしようとする者からの預金の受け入れができるようにすることであり、

第三は、商工債券の保護預かり先を追加することであり、現在商工債券の保護預かり先は、所屬団体またはその構成員のみに限定されております

が、商工債券の発行機関としては、当然他の金融機関と同様、その所有者の利便をはかるため保護預かりができるようにし、もつて債券発行による資金調達を、その円滑にする必要があると考えられますので、今回新たにその業務を追加することとする次第であります。

第四は、出資もしくは株式払込金の受け入れまたは配当金の支払いの取扱いは先を追加したことであり、現在、出資もしくは株式払込金の受け入れまたは配当金の支払いに関する受託業務の対象は、所屬団体だけに限定されておりますが、本来これらの業務は、実質的には預金に付随するサービス業務と考えられますので、同金庫の貸付及び預金業務に関する主たる取引先である所屬団体の構成員にまでその範囲を拡大し、もつて所屬団体の構成員との取引についても一その緊密化をはかり、あわせて預金の増強にも資せしめるため、今回新たに所屬団体の構成員をその業務の取扱先に加えようとするものであります。

第五は、商工組合中央金庫に対する出資口数の最高限度を引き上げることであり、現在商工組合中央金庫に対する所屬団体の出資口数の最高限度は一万口とされておりますが、この結果、有力組合の同金庫に対する出資の額も勢い抑制され、金庫の民間出資増額に関する計画も円滑に達成されがたい上、持ち分の譲渡等にも困難を来たし、比較的小規模の組合に出資の負担がかかる懸念もありますので、相互扶助の理念によりまして負担能力の大きい有力組合が出資を負担する道を開くため、従来の一万口を五万口に引き上

げようとするものであります。

なお、このほかに商工組合中央金庫の運営を円滑かつ適正にするため、金庫の自己持ち分の取得についてその道を開くとともに、環境衛生同業組合について所屬資格の範囲を限定するための措置を講じております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられましようようお願い申し上げます。

次に、ただいま提案になりました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、中小企業信用保険公庫は、昨年七月政府出資八十五億円と旧特別会計の承継資産約二十六億五千万円、合計約百一十一億五千万円をもつて発足し、信用保証協会の業務上必要な資金の貸付業務とその保証に対する保険を中心とする保険業務とを行なつて着々その成果をあげております。このうち、信用保証協会に対する貸付業務のため、同公庫はその基金のうち三十億円を充当してその保証業務に必要な資金の貸付を行なつており、その貸出残高は、昭和三十三年十一月末現在、すでに三十億円に達しており、これによりまして信用保証協会の保証規模の拡大、保証料率の引き下げ等諸種の面におきまして顕著な効果をおさめております。しかしながら、最近におきまして、中小企業の資金需要は依然として旺盛であり、これとともに保証需要も大幅な増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資をさらに大幅に増強して保証能力の拡充をはかる必要があると考えられるのであり

ます。

このため、政府といたしましては、昭和三十三年年度におきまして中小企業信用保険公庫に対し、産業投資特別会計から十億円を出資し、これを同公庫から信用保証協会に貸し付けることとし、その保証能力の拡充をはかることに、その保証料率の引き下げをも促進し、もつて中小企業者の負担軽減に資することとした次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険公庫に対する政府の出資金を十億円増額し、これを融資基金に充てるため同公庫法の資本金及び融資基金に関する規定を改正しようとするものであります。

第二は、今回の中小企業信用保険公庫に対する政府出資が産業投資特別会計から支出されることとなり、また、これに伴ひまして必要とされる同庫納付金に関する規定を新たに設けようとするものであります。

すなわち、同公庫の毎事業年度の損益計算上利益が生じた場合はその利益の額の百分の五十を、資本金の減額がなされているときは、当初の資本金に達するまでその利益を資本金に組み入れ、なお残余があるときはその残余の額の百分の五十に相当する金額を同庫に納付することとしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられましよう御願ひ申し上げます。

次に、今回提出いたしました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

航空機工業振興法は昭和三十三年五

月に制定されましたが、この法律は輸送用航空機等の国産化を促進するための措置を講ずることにより、航空機工業の振興をはかり、あわせて産業の技術の向上及び国際収支の改善に寄与することを目的としたものであることは御承知の通りであります。

この法律施行以来すでに一年近くを経過いたしました。この間同法に基いて設置された航空機工業審議会において、中型輸送機国産化促進方策について調査審議した結果を参考とし、その具体的措置として官民共同出資による特殊会社日本航空機製造株式会社を設立し、本会社を中型輸送機その他輸送用航空機の国産化促進のための中核体とすることを目的として、今回法律を改正しようとするものであります。

中型輸送機の国産化につきましては、昭和三十一年度以来財団法人輸送機設計研究協会が中心となり、昭和三十一年度三千五百万円、昭和三十三年度一億二千万円の政府補助金の交付を受けて、YS—11型の研究を進めて参つておりますが、このたび設立されようとしている会社は、この研究を實質的に引き継ぎ、YS—11型の設計、試作等を行い、試作機完成後はさらに最速、取寄を行うことといたしております。このための予算的裏づけといたしましては、昭和三十四年度においては本会社に対する政府出資金三億円、政府補助金六千万円が計上される予定になっております。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一には、本法律により日本航空機製造株式会社を設立することとし、本会社は輸送用航空機の設計、試作、製造その他輸送用航空機の国産化を促進するため必要な事業を行うことを目的とするものといたしました。

第二には、政府は予算の範囲内で本会社に対して出資することができるとし、その特殊会社としての性格を明らかにいたしました。

第三には、会社の社債発行について、その発行限度を商法に規定する制限の二倍まで認めることとし、また会社が成立後五年間に支出した輸送用航空機の設計、試作及び試験の費用を繰り延べ経理することを認めるとともに、成立後五年間は利益配当の制限をすることとした。

第四には、特殊会社としての性格上、会社の取締役の選任等の決議を通商産業大臣の認可にからしめたほか、財務等について所要の監督を行うこととした。

以上本法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、ただいま上程されましたプラント類輸出促進臨時措置法案についてその提案理由を説明いたします。

戦後における世界の貿易構造は、東南アジアを初めとする低開発諸国の開発計画の進展に伴い、重化学工業品の輸出に重点が移りつつあることは御承知の通りであります。このような情勢に即応して、今後我が国の貿易規模を拡大するために最も有力なものは、プラント類の輸出であると確信する次第であります。すなわちプラント類の輸出は、一件当りの契約規模が巨額であること、技術の輸出を伴うものとして、外貨手取率、付加価値率ともにき

わめて高いこと、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果がきわめて大きいこと等の理由から、その意義はきわめて重要であります。

このようなプラント輸出の重要性にかんがみ、政府はすでに日本輸出入銀行による協調融資、輸出保険制度の運用、租税特別措置法による輸出所得の控除、延べ払い条件の緩和等の措置を講じ、プラント輸出の促進に努力を傾注してきたのであります。それにもかかわらず、我が国のプラント輸出の比率は米、英、西独等に比しなおきわめて低い現状であります。

このようなプラント輸出不振の原因は、日本のコンサルティング体制が弱体であるため、相手側から過大な保証条件を要求される場合が多く、そのリスクのために契約をちゅうちよする例がきわめて多いこと及び生産能力、性能等の保証と、これに伴う違約金の支払いについての保証リスクをコストの中に算入するため、国際競争上不利となる結果を招いていることによるものであります。

この法律案の骨子は、以上申し述べましたような我が国のプラント輸出体制の根本的弱点を是正するため、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立せんとするものであります。すなわち、輸出者が海外における工場等の建設、設備の輸出あるいはこれらについてのコンサルティングを行う場合、政府と保証損失補償契約を締結し、所定の補償料を国庫に納入することによって輸出者の負担すべき保証損失のうち、いわゆるコンサルティングの欠陥に基づく保証損失の一定割合を政府が補償しようというものであり

ます。

またこの制度の運営は高度の技術を要しますので、業務の一部を適当な機関に委託し得ることとし、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期したい所存であります。

なお本制度の実施に伴う予算措置といたしましては、昭和三十四年度一般会計予算案におきまして、予算総則に、政府が保証損失補償契約を締結できる補償金額の総額の限度を六十億円と定めるとともに、支払い補償金として百万円、業務委託費として百万円をとりあえず計上しております。これにより昭和三十三年度におきましては、約四百億円に上るプラント類の輸出にかかる補償契約の締結が可能となる見込みであります。本法律案はわが国のプラント輸出体制を急速に確立するため、一応四年間の限時法といたしております。

繰り返して申し上げるまでもなく、プラント類の輸出の伸長こそ今後におけるわが国貿易規模拡大のかぎであります。このような事情をおくみ取りの上何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議題とし、審査に入ります。まず提出者より順次趣旨の説明を求めます。田中武夫君。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び下請代金の額」を「給付の提供の時期、給付の受領の時期、返品の条件並びに下請代金の額、支払時期及び支払手段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（受領及び支払の時期）

第三条の二 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その給付の受領の時期は、下請事業者が親事業者に対し給付の提供をした日の翌日から起算して十五日（以下「法定受領期間」という。）をこえてこれを定めることができない。この場合において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合又は一部が当該契約の内容に従い給付の内容を是正して給付することとできることとなつてゐるときは、給付の受領の時期は、当該是正した給付の提供をした日の翌日から起算するものとする。

2 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その下請代金の支払時期は、前項の規定により給付の受領の時期として定めた日の翌日から

起算して六十日(以下「法定支払期間」という。)をこえてこれを定めることができない。

3 給付の受領の時期若しくは下請代金の支払時期を定めず、又は前二項の規定に違反して定めた場合は、これらの時期は、それぞれ法定受領期間満了の日又は法定支払期間満了の日と定めたものとみなす。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないこと。

二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の二条を加える。

(遅延利息)

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の支払時期までに下請代金を支払わない場合においては、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(損害賠償)

第四条の三 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が当該給付を受領することなく第三条の二第

一項又は第三項の時期を経過したときは、当該親事業者は、その受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任ずる。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

(罰則)

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

理由

下請代金支払遅延等防止法の施行状況にかんがみ、下請取引の公正を確保する手段を強化し、もつて下請事業者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切なものを指定し、その安定を図るため当該分野への大企業の進出に対し必要な規制を行い、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人(サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人)をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業者」とは、その常時使用する従業員の数及び法人にあつてはその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいう。

(業種の指定)

第三条 主務大臣は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、中小企業形態による経営が経済的又は社会的に適切であると認められるものを、省令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を当該指定があつた

際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業し、又は当該指定業種に属する事業の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が大企業者の事業活動により圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとることを命ずることができ

る。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設させ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと

認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重して処分しなければならない。

(審議会)

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき内閣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者

三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者

四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者

五 労働者

六 中小企業に関し学識経験のある者

3 前二項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十一条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めると

きは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十三条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、省令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第十四条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

中小企業の地位の安定と発展を図るため、適切な中小企業の産業分野を指定し、その分野に対する大企業の進出を阻止する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込である。

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案
官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国及び公共企業体が役務又は物資を調達するため請負、買入その他の契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国又は公社（以下これを「国等」という。）が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

4 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業にあつては三十人）をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）をいう。

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

(各省各庁の長等の義務)

第四条 各省各庁の長及び公社の長は、毎会計年度において中小企業者となす官公需契約につき、少くとも前条の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)
第五条 各省各庁の長又は公社の長は、中小企業者となす官公需契約の量が第三条の規定により公表された割合に達するため必要があると認めるときは、官公需契約につき、それぞれの機関における一般競争契約に関する法令又は規則の規定にかかわらず、中小企業者のみの一般競争契約によることができる。

(実績の報告)
第六条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書及び次項の規定により公社の長が提出した報告書を提出しなければならない。

2 公社の長は、それぞれ、その公社を監督する大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

(勧告)
第七条 内閣総理大臣は各省各庁の長又は公社を監督する大臣に対し、公社を監督する大臣は公社の長に対し、各省各庁又は公社の行う官公需契約に関し必要な勧告をすることが出来る。

(審議会)
第八条 総理府に、中小企業官公需確保審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

中小企業官公需確保審議会
官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

理 由

国及び公共企業体の行う物件の購入、工事の請負その他の契約を中小企業者に対して公正に確保するための措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発展を図る必要がある。これが、この法律

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ第三条の割合の決定について調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行についての必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

案を提出する理由である。

理 由

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込である。

百貨店法の一部を改正する法律

案 律

百貨店法の一部を改正する法律
（昭和三十一年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条中「（物品加工修理業を含む。）」「物品加工修理業、飲食店営業又は喫茶店営業を兼営する場合においては、これらの営業を含む。」に改める。

第六条の次に次の三条を加える。
（小売業者に対する支配の制限）

第六條の二 百貨店業者は、百貨店業者以外の小売業者に対し資本的若しくは人的關係において支配力を及ぼしてはならない。百貨店業者と直接的たると間接的たるとを問はず資本的若しくは人的に連携している者（以下「百貨店業者の連携者」という。）も、また同様とする。

2 前項の資本的若しくは人的關係において支配力を及ぼす行為及び百貨店業者の連携者の範囲は、公正取引委員会がこれを指定する。
（排除措置）

第六條の三 前条第一項又は第七條の三第二項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該百貨店業者又は百貨店業者の連携者に対し、当該行為の差止、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の評任その他当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（私的独占禁止法の準用）

第六條の四 前条の場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「私的独占禁止法」という。第四十条から第四十二条まで、第四十五条から第六十四条まで、第六十六条第二項、第六十七条第一項、同条第三項、第六十八条から第七十条まで、第七十五条から第八十三条まで、第八十五条から第八十七条まで、第九十条、第九十一条、第九十二条の二、第九十四条から第九十五条まで及び第九十六条から第九十八条までの規定を準用する。

第七條の次に次の二條を加える。
（特定の営業方法の許可）

第七條の二 百貨店業者は、次の営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容は実施期間を変更しようとするときも、また同様とする。

一 割賦販売
二 積立金組織による予約販売
三 特定顧客に対する限定展示即売
四 製造業者の即売のための売場提供

五 他人の委託を受けて行う販売
2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に関し、当該許可を受けた内容又は実施期間（第十条第二項の規定による変更命令があった場合は当該命令に従つて変更

された内容又は実施期間）に該當しない行為をしてはならない。
3 第五條の規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣に届け出なければならない。

（仕入先との取引の規制）
第七條の三 百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についての一般的基準を定めた書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた一般的基準を変更しようとするときも、また同様とする。

一 商品の宣伝費の一部を当該仕入先に負担させる場合におけるその割合及び方法
二 仕入商品の返品条件
三 仕入後における仕入価格の値引条件
四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合の条件

2 百貨店業者は、製造業者又は卸売業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該物品の購入を独占してはならない。
3 第五條の規定は、第一項の承認に準用する。

2 通商産業大臣は、第七條の二第二項の許可又は第七條の三第一項の承認をした後において当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般的な基準が中小商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに

至り又は当該仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般的基準を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による許可の取消又は変更命令をしたときとすれば、百貨店審議会の意見を聞かなければならない。
第十二條に次の二項を加える。

2 審議会は、百貨店業者の事業活動の調整に関する事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。
3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。
第十三條第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者のうちから二人を、通商産業大臣が任命する。
第四章中第十七條の前に次の二條を加える。

（店舗に関する制限）
第十六條の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、その所有する土地又は施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（公正取引委員会との関係）
第十六條の三 通商産業大臣は、第七條の二第一項の許可若しくは第七條の三第一項の承認又は第十条

第二項の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第七條の二第二項又は第七條の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は承認を受けた一般的基準（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された営業方法又は一般的基準）に基づいて行う行為の適用を妨げるものと解してはならない。
第十七條を次のように改める。

（報告及び検査）
第十七條 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八條第一項及び第二十条第二号中「第十條の下に「第一項」を加える。」
第二十一条を次のように改める。
第二十一条 次の各号の一に該當す

る者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の許可を受けな
い店舗を新設し、又はその床
面積を増加した者

二 第七條の二第一項若しくは第
二項の規定に違反した者

三 第十條第二項の規定による変
更命令に違反した者

第二十三條中「又は虚偽の報告を
した者」を「若しくは虚偽の報告を
し、又は検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避した者」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加え
る。

第二十五條 第七條の三第一項の規
定に違反した者は、三万円以下の
過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して六十日以内において政令で定
める日から施行する。ただし、第
六條の二の規定は、公布の日から
起算して六月を経過した日から施
行する。

2 この法律施行の際現に物品販売
業を営む者であつてこの法律によ
る改正後の百貨店法(以下「新法」
という)第二條の規定による百貨
店業を営む者に該当することとな
る者は、新法第三條の許可を受け
たものとみなす。

3 前項の規定により新法第三條の
許可を受けたものとみなされた者
は、この法律施行の日から三十日
以内に、新法第四條第一項各号に
掲げる事項を記載した届出書に新
法第四條第二項に規定する書類を
添付して、通商産業大臣に提出し

なければならぬ。

4 この法律施行の際現に百貨店業
者である者のうち新法第二條の規
定により店舗の床面積を増加する
こととなるものは、新法第六條の
許可を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際現に新法第七
條の二第一項各号の営業方法を採用
している百貨店業者は、同条同
項の規定にかかわらず、この法律
施行後二月を限り、当該営業方法
を引き続き採用することが出来る。

6 この法律施行の際現に国、地方
公共団体、日本専売公社、日本国
有鉄道及び日本電信電話公社がそ
の所有する土地又は施設を百貨店
業者の店舗の用に使用させている
場合においては、その使用につい
ては、新法第十六條の二の規定は
適用しない。

7 この法律施行の際現に百貨店審
議会の委員である者は、新法第十
三條及び第十四條の規定にかかわ
らず、この法律施行後六月を限り
在任する。

理由

百貨店法の施行状況にかんがみ、
百貨店業の事業活動を調整し、中小
商業の事業活動の機会を確保するた
めの手段を強化し、もつて商業部門
における公正な取引秩序を確立する
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

○田中武夫君 ただいま議題になりま
した社会党議員提出、下請代金支払遅
延等防止法の一部を改正する法律案、

中小企業法の産業分野の確保に関する法
律案、官公需の中小企業に対する発注
の確保に関する法律案及び百貨店法の
一部を改正する法律案につきまして、
提案者を代表いたしまして提案の説明
を申し上げたいと存じます。

まず最初に下請代金支払遅延等防止
法の一部を改正する法律案について申
し上げます。

去る二十四国会で成立を見ました下
請代金支払遅延等防止法の施行後の経
緯を刻々と、最近における経済不
況の深刻化とともに、下請代金の支払
の遅延はますます増大し、また下請代
金の額が不当に低く抑えられ、不況の
しわはもっぱら下請事業者に寄せられ
る結果となつてゐるものであります。

すなわち、公正取引委員会が従来行
なつた悪質会社への勧告は、三十一
年度に十九件、三十二年度には八十
六件、本年度は十二月末までに七十
件が確定され、年度末には昨年度をは
るかに上回ることが予想されていま
す。その増加の傾向はきわめて急激であ
ります。

これは一昨年の金融引き締めから大
企業が中小企業にそのしわ寄せを行
なつてきた結果と見られるのでありま
す。しかし、悪質会社に対しては単に
勧告措置にとどまり、遅延に伴う直接の
損害は親事業者に及ぼす、その間もっぱ
ら下請事業者が泣き寝入りするままに放
置されてゐるのであります。そのため、
法律施行後、その効果はほとんど認め
られず、親事業者は全く法を無視し
去つてゐるのであります。さきに述
べました公正取引委員会の勧告の実績
は、如実にそのことを示してゐるので

ありまして、年々勧告無視の傾向が增
大しつゝあるものであります。従いまし
て、現に行われつゝある、かかる法を
無視した親事業者による下請事業者の
圧迫を排除し、下請取引の公正を確保
せんとするものであります。

本法律案の内容は次の通りであります。
その一つは、親事業者が下請事業
者に対し交付する書面には単に下請代
金の額だけでなく返品の条件、検取期
日、支払い手段を明記させることとい
ふのであります。次に、下請代金
の支払いが不当に遅延することを防止
するため、検取期日を物件の引き渡し
後十五日、支払い期日を検取後六十日
と規定することとしたのであります。

さらに、これらの期日を経過して、
なお検収、支払いを行わない場合、親
事業者に対し、遅延に伴う損害の賠償
と利息の支払いを行わしめ、もつて單
なる現行の勧告措置から一歩進めて、
下請事業者の不当な損害を救済し、あ
わせて、親事業者の支払い義務を強化
せんとするものであります。

これによつて、従来骨抜きとなつて
おりました法の内容を充足し、その本
来の目的の達成をはからんとするもの
であります。

次に中小企業の産業分野の確保に関
する法律案について申し上げます。

す。中小企業が過度競争に悩み、失業
のたまり場となつて、重大な社会問題
化してゐるのも、わが国経済の顕著な
特徴であります。当面する中小企業
の過度競争は、さらに大企業による中
小企業分野への進出によつて拍車をか
けられております。大紡績による既製
服、ワイシャツ等の大量生産、鉄鋼大
メーカーによる二次製品の加工等々、
その進出はあらゆる部門に著しくなつ
て参つております。この過程において中
小企業は、いつまでたつてもその後進
性を回復することができず、中小企業
問題は日本産業の構造的欠陥として、
ますます大きく社会問題化せざるを得
ないであります。わが社会党は、こ
うした矛盾を克服し、中小企業を近
代化して、日本の産業構造の中で、適
正な地位を与えるため、総合的な経済
政策を用意してゐるのであります。が、
その安定した地位を確保するに至るま
で、当面の中小企業の困難を打開する
ため、大企業による中小企業分野への
進出を防止しようとするものであり
ます。

そこで、本法律案の内容を御説明申
上げます。本法律案は以上のような理
由から、国民経済上、中小企業の産業分
野として適切なものを指定し、その安定
をはかるため、その分野への大企業の
進出に必要な規制を行なつて、経済秩
序の確立をはかることにその目的を置
いてゐるのであります。そして、まず第
一に、製造業、建設業、サービス業に属
する業種のうち、中小企業者が五分の
四以上を占め、また過去一年間の生産
額の三分の二以上が中小企業によつて
占められるものについて、その経営が中
小企業形態による方が経済的にも社会

よる百貨店類似行為についても、本法による規制の対象としたのであります。そして最後に、百貨店業者の公正な販売行為、仕入れ行為を効果的に規制するため、特に公正取引委員会にその判断をゆだねることとしたしているものであります。

以上がわが社会党提出の四法案についての内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○長谷川委員長 以上政府提出五法案、社会党提出四法案についての趣旨の説明は終わりました。

なお、これらの法案についての質疑は、後日に譲ることいたします。

○長谷川委員長 次に軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、すでに質疑も終了して存じますが、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 それでは本案についての質疑は終了いたしましたものと認めます。

ただいま委員長のもとに、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる本案に対する修正案が提出されております。

まず本修正案の趣旨の説明を聴取することといたします。中村幸八氏。

軽機械の輸出の振興に関する法

修正案に対する修正案

軽機械の輸出の振興に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五条中「附則第三条を「附則第四条」に、附則第七条及び附則第十条中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

附則中第二条を第三条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(廃止)

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

○中村(幸)委員 私は、自由民主党並びに社会党を代表して、本案に対し修正案を提出したいと思っております。

まずその修正案につきまして朗読いたします。

軽機械の輸出の振興に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五条中「附則第三条」を「附則第四条」に、附則第七条及び附則第十条中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

附則中第二条を第三条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(廃止)

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

この修正案に対する提案の理由を御説明申し上げますと、この修正案の骨子は、この法律を五年以内に廃止することとするものであります。その理由は、ミシン及び双眼鏡の業界に

ついては、既存の工業組合に経済事業を行わせ、その事業として輸出振興業務を行わせればよいわけであり、輸出振興は刻下緊急を要する問題でありますので、この際まず輸出振興事業協会の運営に待つこととし、その間に工業組合の民主的な育成指導を行い、業界の安定をはからしめんとするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○長谷川委員長 本修正案についての御質疑はありますか。ないものと認めます。

それでは、本案並びに本案に対する修正案を一括討論に付します。討論の通告があります。これを許します。松平忠久君。

○松平委員 ただいま議題となりました軽機械の輸出の振興に関する法律案につきまして、諸君の同意を得まして討論をいたします。以下私が申し述べることを含めたいとして、この法律案に賛成をするわけであります。

御承知のように、ミシン並びに双眼鏡の輸出を振興すると、非常に過当競争をして、品質が低下するおそれがある。これをどうして正常化して、この輸出をもっと振興させるかというの、この法律案のねらいであると思っております。

この法律案には、登録制度をしくというところと、それから軽機械輸出のための振興協会というものを作って、一手買い取りをする、その一手買い取りをして、輸出をするのであります。それに付帯したもう一つの仕事を協会にさせるというものが、この骨子であります。

登録制度につきましては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

て、そしてそういう過当競争というものは、調整機能とともに経済行為をもあわせて行わしめていくという民間の自主的な組織をもつてこれをやめさせて、経済の秩序を立てていくというものが、今までのわれわれの考え方であつたわけでありまして。

ところが今度はそれを飛び越えまして、いわゆる官僚統制に非常に近いような、表面そういふふうに見えるところの輸出振興協会というものを作っていくというところは、われわれの今まで考えておつた自主的な計画、自主的な統制というものを一挙に飛び越えて、官僚統制にミシンと双眼鏡が行つてしま

うというふうになつては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

て、そしてそういう過当競争というものは、調整機能とともに経済行為をもあわせて行わしめていくという民間の自主的な組織をもつてこれをやめさせて、経済の秩序を立てていくというものが、今までのわれわれの考え方であつたわけでありまして。

ところが今度はそれを飛び越えまして、いわゆる官僚統制に非常に近いような、表面そういふふうに見えるところの輸出振興協会というものを作っていくというところは、われわれの今まで考えておつた自主的な計画、自主的な統制というものを一挙に飛び越えて、官僚統制にミシンと双眼鏡が行つてしま

うというふうになつては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

て、そしてそういう過当競争というものは、調整機能とともに経済行為をもあわせて行わしめていくという民間の自主的な組織をもつてこれをやめさせて、経済の秩序を立てていくというものが、今までのわれわれの考え方であつたわけでありまして。

まうというふうになつては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

て、そしてそういう過当競争というものは、調整機能とともに経済行為をもあわせて行わしめていくという民間の自主的な組織をもつてこれをやめさせて、経済の秩序を立てていくというものが、今までのわれわれの考え方であつたわけでありまして。

ところが今度はそれを飛び越えまして、いわゆる官僚統制に非常に近いような、表面そういふふうに見えるところの輸出振興協会というものを作っていくというところは、われわれの今まで考えておつた自主的な計画、自主的な統制というものを一挙に飛び越えて、官僚統制にミシンと双眼鏡が行つてしま

うというふうになつては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

て、そしてそういう過当競争というものは、調整機能とともに経済行為をもあわせて行わしめていくという民間の自主的な組織をもつてこれをやめさせて、経済の秩序を立てていくというものが、今までのわれわれの考え方であつたわけでありまして。

ところが今度はそれを飛び越えまして、いわゆる官僚統制に非常に近いような、表面そういふふうに見えるところの輸出振興協会というものを作っていくというところは、われわれの今まで考えておつた自主的な計画、自主的な統制というものを一挙に飛び越えて、官僚統制にミシンと双眼鏡が行つてしま

うというふうになつては、後刻、附帯決議も提出される予定になっておりますので、その際に譲ることとしたしまして、私は主としていわゆる輸出振興協会、これに關しまして、今まで委員会並びに理事会に起きました議論のやりとりというものを、ここで明らかにしたいと思っております。

御承知のように、日本のあらゆる輸出というものが、ことに対米輸出に關しまして、雑貨類というものは非常に過当競争であります。その過当競争の結果値がたたかれる。その一番顕著なものが、諸君も御承知のように、真珠類であつたわけです。寶石であつたわけでありまして、この真珠が非常に過当競争になりましたために、これは困るというわけでもって、政府が他の民間の団体とともに考えられたのが、いわゆる団体法であります。そこで、私もはいわゆる中小企業の団体組織法という法案を提出しておりましたために、両者の共同修正によりまして、中小企業団体組織法というものができ

か、社会党からそういう質疑があれば、政府当局といたしましては、一応右寄りの官僚統制のにおいのあるものを作るけれども、なるべく早い機会にそれを解消しまして、そうして自主的な工業組合にその機能を持たしていくということとを政府が答弁をする、こういうこととどうかという委員長の御話もおあり、ただいまこの修正案の提案理由を説明した中村理事並びに小川理事からも、そういうような発言があったわけであり、しかしそれではどうも困るというようなことで、その後自民党側の方から、時限立法にしたかどうか、こういう話がありまして、両党の間に一致を見まして、それぞれの機関を通じて両党の意見が確定をいたしました、ただいまのような共同提案になった、こういういきさつであつたわけであり、従つて五年以内ということであり、わかれわかれとしてはなるべく早い機会において、これを自主的な工業組合に組織がえをするということが必要である、今聞いておれば、中村委員の発言の中にも、なるべく近い機会にこれを自主的な経済組織の方向へ切りかえていくというふうな発言があつたわけでありまして、私もこれを聞きまして、これはきわめて満足に考えておるわけであり、さういふ意味でこの時限立法というものは成立いたしました、こういう次第でありますので、私は、ここに政務次官もお見えになるけれども、今私が申しました点については、一つとくと頭に入れておいてもらつて、そうしてこれを早い機会においてほんとうの正常な方向へ戻していく、こういう努力を一つしていただくことを、ここで

言明してもらいたいわけであり、今なお、この運営につきましては、今申しました官僚的な統制、こういうことで、この二つの業界が突っ走つてしまつたということ、ほかの業界からは離れていくような格好になるわけであり、かなり、これが運営というものは、かなり気を付けて運営をされる、同時に、ほかの過激競争で困つておるようなものが、次から次へとこういうような官僚統制の機構に走つていってしまうことになり、せつなく皆さん方も努力して作られた団体組織法というものの精神はまるっきりくずれてしまふ、こういうことになることをおそれるわけであり、その点を特に申し上げます。

以上、注意までに申し上げて、本案に賛成の意を表するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で討論は終局いたしました。

採決いたします。最初に、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本修正案は可決をいたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて、修正部分を除く原案は可決されました。これにて本法案は修正議決すべきものと決しました。

次に、本案に対し、自由民主党及び日本社会党共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、田中武夫君よりその趣旨説明を聴取することといたします。

○田中武委員 ただいま可決せられました軽機械の輸出の振興に関する法律案につきまして自由民主党の委員各位の御了解を得まして、自由民主党、社会党を代表いたしまして、附帯決議を提案したいと存じます。

まずその案文を朗読申し上げます。

軽機械の輸出の振興に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の立法の趣旨にかんがみその運営を民主的に行ふとともに特に左の点に留意すべきである。

一、輸出振興事業協会に対し、その目的達成に必要な財政上、金融上の特別の措置を講ずること。

二、登録の基準を定めるに際しては、関係者の意見を充分尊重して決定すること。

三、本法の施行により、関係事業の従業員の整理労働の強化と賃金の低下を来さないよう、厳重に指導監督すること。

以上でございます。

続いて若干の補足説明を申し上げます。先ほど松平理事から賛成の討論の中でも申し上げましたように、できるならば業界の自主的な運営によつてこの輸出が振興せられることが最も望ましいのであります。だが、いろいろの事情もあり、軽機械の輸出の振興のためにやむを得ないということで、われわれもこの法律案に賛意を表したのであります。従ひまして、その運営に当りましては本法の審議に当りましてその質疑の間に十分に意見が述べられたように、官僚統制に偏しないよう、できるだけその業界の自主性を

重んじ、その運営は民主的にやつてもらわねばならないと思つております。まず第一項について申し上げますが、本法案を見ましたときにだれでも感ずることは、輸出振興という大きな題目を掲げて大上段に振りがぶつておるが、その内容を見ましたときは、一面の統制指導というやうな面が強化せられており、その裏づけとなる面について十分でないという点、この法案を見てだれも感ずる点であります。もちろんその財政あるいは金融上の措置等については法文にこまかく書くことはできないかもしれません。しかしながら、この法律の目的によりまして、この趣旨にかんがみまして、輸出振興のために、この業界に対し、あるいは輸出振興事業協会に対し、必要な財政上、金融上の措置を十分講じてもらわねば、一面統制のみが強化せられ、業界はそのためにかえつて衰微するといふやうなことになるのではなからうかと思つて第一項目を特に掲げた次第であります。

第二項について申し上げます。これも本法審議の際の質疑の中において十分申し上げた点でございますが、この登録基準を定めるに際しまして、十分関係者の意見を聞き、その業界の動きを見て定めていただかなければ、いわゆるこの適用業界に対して、通産省と申しますか、通産官僚と申しますか、これが生殺与奪の権を握るといふやうな結果を私たちは一番危惧いたしておるのであります。従ひましてこの登録基準を定めるに際しましては、関係者の意見を十分に尊重してきめていただくことを特に申し上げたいと思つた。第三項目につきましては言うまでも

ございませんが、本法施行の結果が、いかにゆるぎの多いものかという点が考へられます。そういうやうな場合にはその企業に働くところの労働者、従業員の整理あるいは労働強化または賃金の低下等を来すやうなことがないかといふことをおそれております。従ひまして、これは当然のことではございますが、特にこういう点につきましまして、すなわち従業員の整理、労働の強化あるいは賃金の低下を来すやうなことのないう、十分な指導監督を要望いたします。

以上が附帯決議の提出の理由でございます。どうぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○長谷川委員長 ただいまの動議についての御質疑はありませんか。それでは採決いたします。

本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて本動議は可決され、附帯決議を付することに決します。

なお、本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお、この際通産産業政務次官に発言をお願いいたします。

○中川俊政府委員 ただいま御可決になりました修正によりまして、ミシン及び双眼鏡を対象とするこの法律は五カ年という時限立法になったのであります。これはミシン及び双眼鏡の輸

出振興が、国民経済上から見ても、特に緊急を要するにもかかわらず、諸種の事情がこれを妨げておりましたので、この法律によってこれを解決する必要があると判断されての措置と拝察されるのであります。従いまして通産省といたしまして、この御趣旨を体して、ミシンと双眼鏡については所定の期間内に所期の目的を達成するよう鋭意相努める所存であります。なお、この法律はあくまで工業組合の健全な運営を前提にしてこそ、その円滑な施行が期待されるものでありますので、工業組合が、業界の安定と発展のために、先ほど米松平、田中両委員からのお話のございましたように、自主的な機関として一その発展を遂げるように、私どもといたしましては、今後とも力を尽したいつもりでございます。今後これが運営に当りまして、先ほど米御心配になっておりましたような、通産官僚において出過ぎた点がございましたらば、どうぞ一つ御遠慮なく御指示をいただいで御協力を願うことになつたと思ひます。

要請されておりましたので、私と木倉和一郎君、田中武夫君、内海清君の四名をもちまして現地に参加しました。現地におきましては地盤沈下の現状を詳しく視察いたしましたほか、新潟県並びに市当局、第一港湾建設局から説明を受け、また被害者の方々、ガス業者の方々から十分に意見を聴取して参りました。以下簡単に視察の結果を御報告いたします。

新潟市周辺の地盤沈下は明治年代より年約三ミリ程度ずつ沈下していたようであり、昭和二十六年には七ミリ、昭和三十年には十二ミリ、昭和三十三年には三十三ミリとこの数年間に急激に加速されてきており、最近におきましては最も沈下のひどい信濃川河口において、昭和三十三年二月から十月までの八ヶ月間の最大沈下量は三百二十七ミリを示しております。このような沈下量は大阪、尾崎、東京都の江東地区の沈下よりはるかに大きな数字を示しております。新潟地区は信濃川のデルタ地帯にあつて、元来地盤が低く、海抜一メートルの区域が多かつたので、今ではひどいところでは海面すれすれのところがある状況となつております。従いまして雨が降ると床下浸水となり、高潮や大雨の際には市の相当部分が水浸しとなる危険さがあるものであります。また工場の作業を可能にするばかりか、鋳物工場や電気炉等は爆発の危険さもあるということでありました。

○長谷川委員長 次にな新潟地区地盤沈下の実情を視察してこられた三君より説明を聴取することといたします。岡部三君。

○岡部三君 ただいま委員長から御報告がありましたように、新潟地区の地盤沈下状況の視察に、一昨日、日曜日朝から参りました。今朝六時に帰って参りました。その御報告を申し上げます。新潟地区の地盤沈下の問題について、昨年暮れから委員会に対して視察を

地は海面すれすれとなつております。ために、下から水が吹き上げてくる状況でございます。ポンプでこれをアップして排水しておるといふ状況でございます。一般住民も戦々きようきようとしており、移転するものも出始めているような状態であり、

このように予想した以上に被害状況は深刻であり、われわれ一行も至るところで熱心な陳情を受けたのであります。このような地盤沈下対策として、その原因調査もさることながら、まず応急対策として昭和三十三年度は国費四億円が支出され、岸壁の改修並びにその他のことに使用されたのでございますが、七億二千万円の応急対策事業が行われております。また昭和三十四年度の予算案には国費五億二千万円が計上されておられ、九億円以上の事業が計画されております。

沈下原因調査については昭和三十三年度七千万円を支出して観測井を掘り、現在調査を行なつておりますが、昭和三十四年度にはさらに三千八百万円を計上し観測井を掘る計画がなされております。またコスモス・プランによる地下水のくみ上げと地下水面の変化の調査も行われております。

地盤沈下の原因調査については、官民及び学識経験者よりなる地盤沈下対策委員会が中央と地方に設けられて、鋭意この検討を続けておるのであります。さらに明年度には地盤沈下対策審議会の設置が提案される予定となっております。

今日まで判明しました調査の結果を簡単に申し上げますと、コスモス計画による調査結果では、大体ガス水のくみ上げの過多が沈下原因の五割ぐらい

ではないかとわれ、これを大きく見ているようであります。

観測井による調査で現在二百メートル、二百六十メートル、三百八十メートル、六百十メートルの各層を調査した結果、六百十メートル層において最も沈下が激しいことが判明しております。これらのデータに基づきまして地盤沈下対策委員の意見を現在取りまとめ中というところであります。近く中間報告が行われる予定になっておりますが、これらの意見のおもなるものは、天然ガス採取に伴う地下水のくみ上げ、天然ガスの移動、港灣の浸潤、また堆積物の移動、また地下水による大河津分水による信濃川下流の堆積土砂の減少、また蒲原平野の乾田化による地盤の収縮等があると考えられます。

現地における意見を申し上げますと、被害者団体の方々は、天然ガス採取による地下水くみ上げを急激に行なつたことが沈下原因に間違いないと主張しております。

この地下水のくみ上げは一日五十万トン、年に二億トンにも上るといわれ、東京の五千五百万トン、大阪の三千万トンに比べると膨大な水量であり、狭い地域からこのような膨大な地下水をくみ上げれば地盤が下るは当りまえだと常識的に信じられており、観測井の六百十メートルの地盤が最も下つてゐるのは天然ガス採取と一致するではないかと主張しております。昭和三十一年ごろから天然ガスの採取量の急激な上昇と並行しまして、地盤沈下が激しくなつた事実がこの主張の強い裏づけになっておるようであります。被害者と市民大会を開いて、ガス水くみ上げ

を全面的に即時停止すべしとの決議を行い、市民の生活権の確保を強く叫んでおります。

この考え方については、第一港湾建設局も強く支持しており、ガス水くみ上げ以外の説は理論的根拠が認められないものとして反駁しておりました。

一方、天然ガス業者はガス水のくみ上げ説に対して、今日までの調査結果では何らガス水のくみ上げが原因であることを立証する根拠は現われていない、このような反駁を行なつております。地下水くみ上げは地下のれき層を主としておるのであります。地下水くみ上げによってこのれき層付近の粘土層が圧密されることによつて地盤沈下が生ずるといふのが地盤沈下学説である、しかしながら新潟の場合、東京、大阪等が地下三十メートルくらいのやわらかい層から地下水をくみ上げているのとは違つて、六百メートルも深い層からくみ上げているのであり、粘土層も非常にかたく、ほとんど圧密を受けないことが立証されておるのであります。また地下水をくみ上げてその大部分は他の広い地域から補給されるということが立証されておる。つまりくみ上げたところ真水に置きかえられつつあるというものである。またガスを多量に採取しているところと沈下しているところが一致していない、全然ガスを採取していないところも沈下している。新潟地区の地下は断層があり、ガス採取が遠く離れた地域の地盤沈下とつながっているとは考えられない等等、いろいろな点から反駁しております。しかしながらガスが沈下の原因かどうか、理論的根拠を示してもらふことを強く望んでおり、當議的にはガス

にのみ責任を全部負わせることは不当であり、調査の結果がはっきりすれば十分なる対策を講ずる旨を表明しておられました。ただ世論が激しくなったので二月三日、といいますが、きょうの正午からガス井戸六十本、全体の量にいたしますと一日十三万五千立方メートルのガスの採取を中止するということを業界の方では申しております。

天然ガスは原料としてまた燃料としてもすぐれておりまして、時代の脚光を浴びていることは今され申し上げるまでもございません。天然ガス採取業者また天然ガスの利用業者としても、天然ガスの供給減少は非常な損失をこうむるものでありますから、業者自体でも観測井を掘る等慎重な調査を行なっております。天然ガス業者と被害者の対立は、以上のような理論抗争を続けておりますが、やや感情的な対立となっているようであります。

一方、新潟県また新潟市当局は、今日まで天然ガス開発、工場誘致を促進してきたとあり、対策に苦慮しているのではありませんが、最後に新潟県及び新潟市からの陳情書を簡単に読みたいと思います。

一、原因の早期究明のため国で積極的調査を実施願いたい。

沈下の原因を早期に調査究明し恒久対策の樹立が焦眉の急務であるが、高度な技術と科学的な機能が必要とすることにかんがみ、国において積極的に調査を実施願いたい。

二、地盤沈下対策に関する単独立法の制定を促進願いたい。

地盤沈下対策事業は沈下量に對

応して増大の一途を辿ること必至であるが、地方財政の極度に窮迫している現状からして、国庫補助又は負担率を大巾に引上げることが主目的とする単独立法の制定方を関係方面に強く要望していることにかんがみ、速かに実現願いたい。

三、産業育成の見地から国で特別措置を願いたい。

近時新潟市周辺における産業、とりわけ化学産業の進展は著しいものがあり、我が国産業経済の発展に寄与するところ少くないが、地盤沈下の影響により大きな被害を蒙りつつある現状にかんがみ、原因の究明と併行し、産業の育成助長、港湾機能の復元などに対し国において特別の助成措置を願いたい。

新潟県知事 北村 一男

新潟県議会議長 岡田 幸平

新潟市長 村田 三郎

新潟市議会議長 瀬谷 照

これらの人から委員長あてに陳情書が出ているのでございます。

以上で、簡単な報告を終わりたいと思いますが、当商工委員会といたしまして、民生の安定、産業育成の見地から、また鉱業と公益との調整という見地から、この問題に対して強い関心を持ち、可能な限り早い機会によりよい解決をもたらすよう適当な措置をとっていただきたいと私は思うものであります。

以上報告を終わります。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は、明日午前十時より開会いた

します。
午後零時四十三分散会

〔参照〕
輕機械の輸出の振興に関する法律案
(内閣提出第三〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕